



平成 28 年 5 月 18 日

各 位

東京都渋谷区円山町3番6号
株式会社ギガプライズ
代表取締役社長 梁瀬泰孝
(コード番号: 3830名証セントレックス)
問合せ先: 取締役管理本部長 木村 賢治
電話番号: 03-5459-8400 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を平成 28 年 6 月 27 日に開催予定の第 20 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更理由

取締役の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に対応した最適な経営体制を機動的に構築し、さらにその経営体制の是非について、毎年株主の皆様のご判断を仰ぐことが可能となるよう、取締役の任期を1年に変更するものであります。

資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、定款変更案のとおり第 44 条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 21 条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② <条文省略>	第 21 条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② <現行どおり>
<新設>	<u>第 44 条 (剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。</u>

現行定款	変更案
<p><u>第44条（期末配当金）</u> <u>当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u></p>	<p><u>第45条（剰余金の配当の基準日）</u> <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> <u>② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> <u>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p>
<p><u>第45条（中間配当金）</u> <u>当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">＜削除＞</p>
<p><u>第46条（期末配当金等の除斥期間）</u> <u>期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u> <u>② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>	<p><u>第46条（剰余金の配当等の除斥期間）</u> <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u> <u>② 未払の剰余金の配当金には利息をつけない。</u></p>

以上